

新会長に森村 潔 氏 執行部決定

既にお知らせした通り、先の予算総会で森村 潔氏が会長に推挙されました。しかし、当日、所用のため欠席した森村氏はこれを固辞していました。と言いますのも森村氏は一般社団法人 日本医療福祉設備協会の副会長をも務められており、英語に堪能な森村氏は、本年、日本で開催される国際病院設備学会（11月17～19日、於東京ビックサイト）の実行副委員長にも任じられ、多忙を極めるとされていました。その後、当協会では、理事会をはじめ執行部の重責を担う方々が、説得・話し合いを重ねていました。この度、森村氏はこれらの説得を受け入れ会長に就任しました。

この結果、平成22～23年度 新執行部の陣容は下記の通りとなりました。（敬称略）

会 長	森村 潔	(株)森村設計	正会員外理事 (五十音順)	
副 会 長	小林 貞夫	(株)総合設備計画	理 事	青柳 亨
副 会 長	市村 充	(株)総合設備コンサルタント	理 事	奥村 克夫 芝浦工業大学 名誉教授
専務理事	安住 正	(正会員外理事)	理 事	加藤 浩 東西化学産業(株)
正会員理事 (五十音順)			理 事	近藤 芳正 東京ガス(株)
理 事	明野 徳夫	(株)明野設備研究所	理 事	篠原 正敏 (株)朝日工業社
理 事	小松 博	(株)蒼設備設計	理 事	高宮 恒一 (株)関電工
理 事	高倉 京一	(株)泉設備設計	理 事	遠口 潔 東京電力(株)
理 事	知久 昭夫	(株)知久設備計画研究所	理 事	中山 淳一 荏原テクノサーブ(株)
理 事	時田由紀雄	(株)ピーエーシー	理 事	佐々木浩二 (株)ジャレック
理 事	中村 滋宏	(株)設備計画	監事 (五十音順)	
理 事	望月 温	(株)日本設備企画	監 事	海野 法雄 (株)借設計
			監 事	田中 清久 (株)エム・イー・ケー設計

なお、(社)全国ビルメンテナンス協会から正会員外理事として推挙されていた渡邊 秀樹氏((株)西・サービス)は、佐々木氏に替わりました。

顔ぶれを見ると新たな若い理事が増え平均年齢も下がり、若いリーダー達により、新時代を迎えるという雰囲気感が明確に感じられます。森村新会長には大変ご多忙の中、会長職を務めていただくことになりました。長引く不況と建築低迷など難問が山積みする業界ですが、建築設備を生業とする会員は、設備技術者の生活基盤の改善に向けた活動を期待しています。

一方、明野徳夫前会長には、卓越した見識を持ってご指導いただいたことにより心より感謝申し上げます。思い起こせば新東京設備設計事務所協会の設立時から、また統合後の現協会へと、引き続き首都東京の会長職という重責を11年間の長きに亘って担っていただきました。ありがとうございました。これからも幅広い建築法制の知識で建築設備業界を牽引し、力を発揮していただくことを希望します。

協会の陣容が決定し、協会員は新体制の下、新たな感性により新たな時代を切り開いていくことに期待を大きくしています。今後は理事を中心に協会関係者が一致協力して新会長を補佐し活動することで、それぞれの生活が良くなり、生きがいある業界が創れるよう頑張りましょう!!

●「建築基準法の見直し検討委員会」で建築設備士資格の議論本格化●

協会だより31号でもお知らせした通り、国交省は「建築基準法の見直しに関する検討会」をスタートさせました。委員で設備を代表している一人、(社)建築設備技術者協会の牧村 功会長は、社会問題となっている地球温暖化防止に向けた活動を担えるのは建築設備技術者であり、責任と義務があるとしました。その上で、1985年、建築士法改正により「建築設備士」が誕生した経緯と業務権限付与の必要性を訴えました。業務の経験と推進能力を備えた建築設備士が設備設計・工事監理業務を行っているのが実態とした上で、建築設備士の有効利用として、一級建築士の業務権限のうち、法で定める「建築設備」の設計・工事監理に限り建築士とともに業務ができるようにする。また、2007年に生まれた「設備設計一級建築士」は必要とされる空調・衛生設備者12,000人の6分の1、必要電気設備設計者9,000人の200分の1と少ない。このことから、「設備設計一級建築士は、建築設備の法適合確認業務をするもの」、「建築設備士は、建築設備の専門家として高品質で高度な技術を要する設計を実現するもの」と業務の役割分担を提案しています。これを実現するための関係法制定には、建築士法の一部改定か、新たに「建築設備士法」を設ける必要があるとしました。

また、もう一人の設備の代表委員として、当協会の元理事であり、(社)日本設備設計事務所協会の会長である尾島 勲氏は、「現状と課題」の中で、「設備設計一級建築士が捺印するから、実際の設備設計者が捺印するに」、また、「建築士が建築設備士に意見を聴いた時では、機能しない。制度の見直しと、その業務環境の改善が必要」としました。さらに、「設備設計事務所の課題」では、「建築設備士の資格での事務所登録制度とし、受託を可能に」と設備設計・工事監理の企業活動ができる法制度を要望しています。その上で総括として、制定から60年経過し実態とかけ離れた法制度

に対し「設備技術者の業務領域と責任を明確にする法制度」にするべく「設備技術者及び設備設計事務所の制度化」を要望しました。

25名の検討委員会では、設備以外の委員からも設備資格についての意見が寄せられました。協会だより31号で一部お知らせした通り、設計関係の建築士の団体として(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会が、建築設備士の活用を含めた「新たな専門資格者制度が必要」としました。その後の委員会では、これに加えて、地方行政実務者として大阪府、ならびに消費者関係団体として欠陥住宅被害関東連絡協議会の弁護士から、「設備設計一級建築士の関与は建築設備士を活用すべき」とする意見書が提示されました。また、施工関係団体としての(社)建築業協会からは、建築設備士に対して資格の付与と設計・工事監理業務における明確な位置付けを行えるよう「建築設備士が法適合確認をできるようにする」といった制度改革などの検討を要望しています。これらの意見は、設備資格の法的位置付けを願う設備関係者に取っては、大変力強い援軍です。是非、これらの意見を汲み取っていただき、設備資格のあるべき姿を実現したいものです。

今後の日程はテーマ別意見交換として、5月26日に第5回「構造系適合判定制度」、6月11日に第6回「建築確認審査に係る法定期間、厳罰化」、6月16日に第7回「その他の建築基準法関連(第2回から第4回で提示されたもの)」、6月30日に第8回「第5回から第7回の議論の状況によりテーマを設定」としています。今後、設備関係で意見交換されるのは第7回、第8回になると思われます。

建築設備士資格の法制化は、今、正に山場に差しかかって目が離せません。この設備資格に対する目標達成のため(社)建築設備技術者協会、(社)日本設備設計事務所協会とともに、手を携えて活動していくことが求められます。